

秋田県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五十三号

秋田県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則

(秋田県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に改める。

第十九条の三第三項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に改める。

(秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年秋田県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に改める。

第四条第三項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に改める。

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第三条 住民基本台帳法施行細則(平成十四年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十条の二十三第三項及び第三十四条の二第二項」を「第三十条の三十九第二項」に改める。

第三条第一項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に改める。

第四条第一項中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改める。

様式第一号表面中「第30条の23第2項及び第34条の2第1項」を「第30条の39第1項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

住民基本台帳法（抜粋）

（報告及び検査）

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第二号中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

様式第三号中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。